

平成 29 年度 壱岐丘中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) 「いじめは卑劣な行為であり、絶対に許されるべきものではない」という意識を、生徒・職員・保護者に周知徹底する。
- (2) いじめの実態について、指導上留意すべきことを、全職員の共通理解を図る。
- (3) 生徒自身の自尊感情を高め、お互いが認め合う関係づくりを推進する。
- (4) 生徒・保護者を対象に、定期的にいじめアンケートを実施し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

<壱岐丘中 いじめゼロ宣言>

メール・SNS 使用時の3ヶ条

が…学校では言葉でのコミュニケーションを大切にしよう。

お…親との約束を守ろう。

か…かつてに人の情報を流さないようにしよう。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 全校生徒の自尊感情・自己肯定感を高め、「自分は必要とされている」という気持ちを持たせ、「学校は居心地が良い」と感じることができる雰囲気を作る。
- 定期的にいじめアンケートを実施し、情報収集に努める。また、学期に1回、教育相談アンケートを実施する。その際、保護者対象のアンケートも実施し、情報収集の対象を広げる。
- 学級指導担当教員を中心に、「いごこちの良い学級づくり」に全職員が取り組む。
- Q-U検査を2回実施し、その結果を分析・職員で共有する。中でも、要支援群の生徒については、個別に支援を行っていく。
- 生徒会等とも連携し、生徒同士にお互いを大切にすることを考える機会を作る。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所、発達教育センター、その他の関係者との連携を図ると共に、地域サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめへの早期発見のための相談体制の整備、被害生徒の安全・権利等を確

保する。

- (2) いじめの問題に対する学校の取り組みを充実させるため、「いじめ対応マニュアル」「いじめ早期発見・早期対応の手引き」の活用の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための相談体制を整備し、速やかに対応できる環境を作る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) いじめが確認されたら、即時いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) いじめたとされる生徒に対して、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒やその保護者、また加害生徒やその保護者へのカウンセリングを行い、心のケアに努める。
- (4) 場合によっては、出席停止等の適切な運用および毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底、再発防止の徹底を図る。
- (5) 学校だけで対応が困難な事案に対しては、教育委員会とも連携し、支援チームの要請を行い、問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席せざるを得なかったりした場合には、教育的な配慮や被害者の意向も踏まえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。